

第6次基山町行政改革大綱の進捗状況

第6次基山町行政改革大綱は、令和4年度を目標年度とし、「人口増対策」、「持続可能な財政運営の実現」、「行政サービスの向上」、「効率的・効果的行政運営の確立」、「協働のまちづくりの推進」、「行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信」の6項目を行政改革推進項目の柱として、また、行政改革を迅速かつ着実に推進していくための具体的な推進方策（28項目）を含め、平成30年3月に基山町行政改革推進本部において決定されました。

行政改革大綱は、基山町行政改革懇談会の中で審議され、提案いただいた内容に基づきまとめられています。令和2年度の第6次基山町行政改革大綱の進捗状況は次のとおりとなっています。詳細は基山町ホームページでもご覧いただくことができます。



令和2年度 基山町行政改革実施計画 進捗状況一覧

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
1. 人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保	地区計画等を活用しての土地利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に隣接する土地調査 地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地開発を希望する事業者に対し、地区計画制度の活用を提案した。 宅地開発についての地区計画等に関する申出書を1件受理した。
	②移住促進に係るPR推進	移住定住促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの製作、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。 ターゲットを福岡都市圏の通勤通学をする子育て、若者世代に絞り、市内の路線バスや地下鉄などへの効果的な広告やメディア媒体を活用したイメージ戦略を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 町ホームページを中心に移住体験住宅及び各種移住支援施策の紹介を行うとともに、佐賀県と連携し、移住促進を図るための動画制作を行った。また、佐賀県主催の移住オンラインツアーイベントや民間企業との連携による移住オンラインイベントに参加し、町のPRに努めた。 地方創生推進交付金を活用し、町の魅力を効果的に発信するため、町内の個性豊かな各種店舗の情報と地図を掲載した「町内おもてなしマップ」を作成し、町民の皆様へ改めて町の魅力を発見していただくとともに、町外から訪れていただいた皆様に対する「おもてなし」の向上を図った。
	③空家対策による移住定住促進	すまいるナビ、JTIのマイホーム借上げ制度との連携、不良住宅除去費補助金	<ul style="list-style-type: none"> すまいるナビ（町内の空家等を売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） JTIのマイホーム借上げ制度との連携（50歳以上の所有する住宅をJTIが借上げ、3年の定期借家契約で子育て世帯等に転貸する） 不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度のすまいるナビによる成約実績は2件及び不良住宅除去費補助金交付実績は1件となった。また、JTIのマイホーム借上げ制度との連携を行った。
	④企業誘致による雇用確保、定住促進	無料職業紹介所の設置	<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人のきめ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者の人材確保と定住促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、1,211人（うち高齢者が417人）来所した。全部で106件の紹介状を発行し、42件の雇用マッチングをすることができた。また、雇用関係助成金の申請の取り扱いを11件行った。
	⑤子育て支援による移住、定住促進	ア. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> 基山保育園の建て替えに併せて、子育て交流広場を設置し、保健センターに設置予定の子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月より基山っ子みらい館で子育て交流広場の運営を開始した。新型コロナウイルス感染症の影響で、県外からの施設利用を制限する期間があったが、子育てコンシェルジュへの相談やファミリーサポートセンターなどを多くの方が利用され、子育て支援事業の新たな拠点となっている。
イ. 子育て支援施策の効果的広報		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ガイドブックを、子育て世代の意見も取り入れながら整理、ビジュアル的にリバイスし、子育て支援策をわかりやすく伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ガイドブックの改訂版によるPRに加え、町内の子育て関連施設の特集や町内MAPを掲載した、きやま子育てガイドブック「豆本」を発行した。冊子の発行に併せて、ホームページやSNS等でも周知を行った。 	
ウ. 子どもの居場所づくりの充実		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所づくりの充実を図るため、多世代交流センター憩の家にキッズスペース（基山ランド）を設置、放課後児童クラブの増室を図る。また、事業内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所づくり教室について、工作教室等に加え、新たに農業体験も行い、町内の方々との交流を行った。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ひまわり教室にウッドデッキ設置及び静養室の間仕切り設置を行った。また、ひまわり教室、コスモス教室にタブレットを購入し、Wi-Fi環境整備も行った。要配慮児童対応支援員派遣事業について、子育てネットワークコーディネーターとの連携を図り情報共有に努め、支援員のスキルアップのため研修を3回実施した。 	
	エ. 子育て・若者世帯の住宅取得補助金	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て・若者世帯の住宅取得補助金の交付実績は54件と目標数の10件を上回った。 	

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容(計画)	取組実績	
1. 人口増対策	⑤子育て支援による移住、定住促進	オ・新婚世帯家賃補助金	・賃貸借契約に基づき、基山町内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住民登録している世帯に対し、家賃補助金を交付する。(対象は、過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯で、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯。)	・新たな基山町の定住人口増加策の取り組みとして結婚新生活支援補助金を実施した。 ・交付実績は6件と目標数の4件を上回った。	
		カ・移住体験住宅事業	・大学の学生によるアイデアを取り入れて地元業者施工による改修というモデル住宅委託事業を行い、低コストで満足度の高い環境を提供する。完成したモデル住宅は、移住体験住宅やリノベモデル住宅として活用する。	・小倉移住体験住宅利用実績は4件、宮浦移住体験住宅利用実績は4件となった。 ・利用者に対し、利用期間中に使用できるコミュニケーションパスポートを配布した。	
2. 持続可能な財政運営の実現	①税収入等の確保	町税徴収率の向上	・町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やコンビニ納付の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実践する。	・税務課封筒等で口座振替やコンビニ納付による納付方法の周知を行い、自主納付の推進を図った。また、コロナ禍において人と接触することなく納付することができ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につながるため、アプリ決済を導入することとし、準備を進めた。令和2年度の徴収率は97.17%であった。	
	②自主財源の確保	ア・給食費の未納についての適切な徴収	・給食費の長期滞納がないよう、適切な納付干渉を行い年度内納付を心がけ、保護者の負担を軽減する。給食会計の効率的な運営のための会計処理の方法を検討し、事務改善を行う。	・滞納者については、長期とならないように引き続き学校・こども課と連携し徴収している。 ・給食会計の効率的な運営のため引き続き情報収集し検討した。	
		イ・町有施設の使用料見直し	・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な見直しを行い、指定管理者委託料の適正化を図る。	・令和2年度に町内の公共施設の利用料の見直しを行った。	
		ウ・ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	・一定の自主財源の確保を図るため、返礼品の見直しを適宜行い制度の推進を図っていく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行っていく。	・新たな返礼品の開発・見直しを適宜行い制度の推進を図った。また、災害復旧等に基金を活用した。	
		エ・有料広告事業の推進	・広告代理店等と連携し、広告主の募集や新たな広告媒体を検討し利用促進を図っていく。	・広告代理店等と連携を行い、有料広告を掲載した庁舎内案内板及び情報掲示板の導入を行った。また、可燃物ごみ収集袋の包装用外袋への広告掲載募集を行ったが、応募がなかった。	
	③事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	オ・未利用地の有効活用	・公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本桜・城の上線道路改良の残地(旧神の浦ため池)の有効活用を図る。	・高島団地付近の未利用地1件について、公募型プロポーザルを行い、売却することができた。	
		④中長期財政計画の随時見直し、適正管理	中長期財政計画の随時見直し	・基山町公共施設等総合管理計画の随時見直しや新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随時見直しを行う。	・現在の中長期財政計画は平成28年度～令和7年度までの10年間の計画であるため、計画の見直しを、引き続き実施している。
		⑤基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	公共施設の点検等の維持管理情報の活用による計画的更新	・公共施設の点検等の維持管理情報を活用し計画的に更新を実施することで財政負担を平準化する。総合管理計画及び施設点検結果等に基づき予防的保全の視点から施設の補修及び更新を行う。	・大規模建物の点検及び補修(修繕)履歴の一括管理に向けた検討を行った。
			基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	・財政負担の平準化や策定後の新たなハード事業を盛り込んでいくことなど、適宜見直しを行っていく。	・各施設ごとに中長期的な維持管理・更新費の削減や予算の平準化等を図るため、個別施設計画の策定を進めた。
⑥補助金等に関する支出の適正化		補助金の検証と評価	・再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続可否かを判断する。	・所管課から提出された補助金見直しチェックシートをもとに、補助金等検討委員会において内容の確認と評価を実施し、提言を行った。	
⑦各保険に係る給付の適正化	通いの場の充実	・要介護認定率を減少させるため、各区公民館等での介護予防サポーター(ボランティア)による通いの場(介護予防教室)を推進して行く。	・通いの場の出前講座を実施し、第1区、第16区の通いの場が立ち上がった。		

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容(計画)	取組実績
2. 持続可能な財政運営の実現	⑦各保険に係る給付の適正化	国民健康保険の予防事業等の促進による医療費適正化	・健康ポイントの活用、未受診者対策等により特定健診の受診率を向上させていく。保健指導の充実を図り重症化予防を実施。広報等によりジェネリック医薬品を推進させる。柔道整復施術療養費の適正化の取組を実施。消防署等からの情報提供を活用し国保連合会と連携して第三者行為求償事務の取組を強化する。	・特定健診の集団健診負担金を無料とし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じて実施した。また、推定一日食塩摂取量検査を実施し、被保険者に体の状態を理解してもらい、行動変容を促した。
		後期高齢者医療の予防事業等の促進による、医療費適正化	・健康診断及び予防等に取り組む。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要性和緊急性が高い被保険者への訪問を実施した。
3. 行政サービスの向上	①窓口業務のサービス向上	コンビニ交付サービスの利用推進	・町内外への広報を行う。コンビニ交付サービス利用のために、個人番号カードの取得促進を行う。	・コンビニ交付サービスの利用促進に向け、広報やホームページに掲載し、転入者や戸籍の郵送請求者にチラシを配布した。併せて、個人番号カードの取得促進のための広報等も行った。また、仕事等で開庁時間中にカードの受け取りができない方に対して時間外での交付を行っている。今年度は個人番号カードの取得者が増え、コンビニ交付の利用が増えてきた。
		図書館祝日開館の推進	・祝日の図書館開館を検討する。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月4日から5月18日まで臨時休館した。その後は、祝日も開館し、年間の開館日数は、266日となった。
	②高齢者福祉の推進	地域包括ケアシステムの推進	・高齢者のニーズとサービス提供主体のマッチングを行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。	・継続して地域資源と地域ニーズの発掘のため、生活支援コーディネーターが各地区のサロンや地域の行事に参加し、サービスの創設に向け地区座談会などを開催し、分かりやすい地域資源マップを作製した。
		地域包括ケアシステムの推進	・高齢者がいきいきと暮らしていけるよう介護予防や健康増進事業に積極的に参加することを促進するため、参加者に対しポイントを付与する。ポイントは、基山シール会ポイントと交換するものとし、高齢者の健康気運を高める。	・ホームページや広報により周知を行い、継続して事業の促進を図った。
	③子育て支援の推進	児童見守り等に関する地域との連携	・登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。こども110番の家等により安全の確保を図る。	・防犯パトロールや登下校指導のなかで危険箇所を把握し、防犯カメラを追加設置した。110番の家は微増となった。
		医療費等助成制度の充実	・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に勧奨を行った。不妊治療費助成件数は13件であった。
		町の保育の質と量の確保	・基山保育園の建て替えについては、公立保育所1園、民間保育所1園で整備し、待機児童がでないように町の保育の質と量を確保する。	・令和2年4月1日に基山つみらい館が開業し、公立の基山保育園が移転し、保護者の保育ニーズに応えるため保育の質の向上に取り組んだ。 ・子育て交流広場や交流スペースでは、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらの運営となったが、定期的なイベントを開催し、子育て中の保護者同士の交流の場として活用した。
		子ども・子育て支援事業計画の推進	・子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、平成32年度～平成36年度版を作成する。	・第2期基山町子ども・子育て支援事業計画に掲げた7つの基本目標を達成するため、各種事業に取り組んだ。今年度は、基山つみらい館が開業し、保育サービスの充実を図った。
	④多文化共生社会の推進	医療費等助成制度の充実	・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・広報、ホームページへの掲載、乳幼児健診等での保護者への周知、町内医療機関へのポスター掲示を行った。令和2年度実績1,852件であった。
		基山町多文化共生推進プランの策定及び推進	・生活者としての外国人住民にとって住みよい町は、誰もが住みやすく活躍できる町づくりにつながることから、基山町における多文化共生社会の実現に向けたプランを策定し、着実な推進を図る。	・基山町多文化共生の推進のため、コロナ禍ではあったが、「国際交流音楽祭」を開催することができた。
	基山町多文化共生社会推進会議の設置	・外国人住民や日本人住民、外国人雇用企業担当者、行政担当者などオール基山で考える体制を構築し、情報の共有と相互理解を図りながら、基山町多文化共生プランの進捗状況の確認と各自の責任と役割を果たしていく。	・基山町多文化共生社会推進会議の検討を行った。	

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
3. 行政サービスの向上	④多文化共生社会の推進	日本語教室の設置	・基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。	・日本語教室はコロナ禍で開催できていないが、多文化共生に理解関心を持つ支援者の増加を図るため、「国際交流音楽祭」を開催した。
	⑤地域公共交通の利便性の向上	コミュニティバス等の利用促進	・運転免許証返納サービス・路線・ダイヤの見直し・イベント等での利用促進 PR 活動・お試し乗車の取組み。	・運転免許証自主返納者を対象とした割引サービス（4～9月）の利用実績は51件、また無料化（10～3月）による利用実績は延べ1,366人であった。 ・路線・ダイヤの見直しを地域公共交通活性化協議会で検討し、令和2年10月から基山PA利用者の利便性向上を目的にバス停を移設し、路線・ダイヤの変更を行った。 ・広報、ホームページ、冊子等を使って利用促進を行うとともにお試し乗車券や定期券といった企画乗車券の取組等を実施した。 ・新たな取り組みとして、移住体験住宅利用者に対し、利用期間中に使用できるコミュニティバスのお試しパスポートを配布した。
	⑥安全な交通基盤の確保	安全な交通基盤の確保のため歩道狭小等の道路など歩行者の安全対策を視点にした道路改良	・歩道狭小や転落の危険等が潜在する道路の改良に努めることで、道路の継続的で安全な道路交通基盤を確保する。	・地元区長、地元関係者、関係機関と協議の上、カラー舗装の設置、転落防止柵の設置、区画線の引き直し、ラバーボールの設置、カーブミラーの修繕・設置、横断旗や飛び出し人形の設置等の交通安全施設の計画的な整備を行った。
		安全な交通基盤の確保のため道路施設の適正更新	・道路施設となる「橋梁、舗装」の補修に対し予防保全的対応を実施することで道路の継続的で安全な道路交通網を確保する。	・地元区長、地元関係者、関係機関と協議の上、カラー舗装の設置、転落防止柵の設置、区画線の引き直し、ラバーボールの設置、カーブミラーの修繕・設置、横断旗や飛び出し人形の設置等の交通安全施設の計画的な整備を行った。
	①課・係等の組織の適正化	組織の再編	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課系の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々業務量に合わせた課系の再編を行う。	・みらい館係を設置した。また、高齢者福祉の推進、災害等に対応した安全な交通基盤の確保を行うための新しい室の設置について検討した。
	②職員数及び職員配置の適正化	定員管理計画の見直し	・必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	・重点課題や新型コロナウイルス感染症に対応するため、組織の機構改革を実施した。
4. 効率的・効果的行政運営の確立	③人材の確保及び育成強化	職員研修目的での派遣の実施	・国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	・九州経済産業局へ1名の人事交流（2年3か月間・継続）、小郡市へ1名（2年間）の人事交流、佐賀県さが創生推進課へ1名（1年間）の研修派遣を実施した。
	④民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等）	指定管理者制度等の有効活用	・指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	・体育施設、町民会館、憩の家、ジビエ解体処理場については、指定管理者制度により運営している。
		アウトソーシングの推進	・町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	・令和元年度から合宿所について、アウトソーシングを行っている。
	⑤広域行政の推進	下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討	・下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。	・下水道事業において、ポンプ場建設予定地の用地を購入した。また、合併浄化槽の維持管理補助金を創設した。
		消防事務の広域事務組合による実施	・消防署運営等の消防事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。	・消防事務について、鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し広域実施している。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容(計画)	取組実績
4. 効率的・効果的行政運営の確立	⑤広域行政の推進	ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施	・ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。	・筑紫野市、小郡市、基山町の2市1町から収集したごみを、広域ごみ処理施設「クリーンヒル宝満」へ運搬し、適正処理を行った。令和3年3月に「筑紫野・小郡・基山清掃施設組合クリーンヒル宝満熱回収施設(ごみ処理施設)施設長寿命化総合計画」を作成し、施設の維持管理及び設備更新についての検討及び準備を行った。
		上水道事業の広域水道事業団による実施	・上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。	・上水道事業の広域実施を行っている。
		し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施	・し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。	・神埼市、佐賀市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町の2市4町から収集したし尿及び浄化槽汚泥を三神地区汚泥再生処理センターへ運搬し、適正処理を行った。令和2年11月に「神埼・三養基地域循環型社会形成推進地域計画」の変更申請を行い、令和4年から令和6年度に実施予定の基幹的設備改良事業の発注支援業務事業に取り組む準備を行った。(基幹的設備改良事業検討委員会を設置した。)
5. 協働のまちづくりの推進	①地域組織、NPO等による協働によるまちづくり活動の促進	自主防災組織の強化	・自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施する。	・けやき台猪の浦公園にてAED講習や初期消火訓練を実施すると共に、防災出前講座を4回実施した。また、11月には自主防災組織リーダー向け研修会をコロナ禍ということで参加者を絞り34名で実施した。
		基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援	・町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。	・基山町まちづくり基金事業のまちづくり計画に基づく事業については、「まちづくり計画」を3年ごとに見直しを行うこととし、第7区自治会のまちづくり計画の改訂を行った。 ・基山町まちづくり基金事業により、17団体を支援した。
		基山町男女共同参画推進プランに掲げた施策の実行	・男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標値達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。	・マイナス1歳からのイクカジ事業「夫婦で家事・育児を100倍楽しむためのセミナー」を県と共催で開催した。
	②協働の手法による適切な町民ニーズの把握	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策	・集落支援員制度を活用し、自治会活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。	・自治会活動コーディネーターが地域座談会や多世代交流サロン、通いの場に参加し、町民のニーズや課題を把握し、活動の支援を行った。
		交通安全対策における地域見守りと連携しての対策検討	・交通安全対策において、危険箇所のためのハード対策だけでなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。	・地元区長、地元関係者、関係機関と協議の上、カラー舗装の設置、転落防止柵の設置、区画線の引き直し、カーブミラーの修繕・設置、横断旗や飛び出し人形の設置等の交通安全施設の計画的な整備を行った。また、小中学校においては、警察、交通安全指導員による交通安全教室の実施、安全な町づくり推進協議会委員、各種団体での登下校時の見守り活動の実施等で安全対策を行った。
		基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働化推進計画の推進	・協働化推進計画にある町民提案制度や協働化事業の提案など基本条例に掲げられた各種制度の定着と確実な実行により町民ニーズの把握に努めると共に、PDCAサイクルに基づく協働化推進計画の着実な見直しと推進を図る。	・協働化推進計画のもと、協働のまちづくりのための取組(町民提案、まちづくり基金、地域担当職員等)を適正に行った。また、ホームページや広報等で各種制度を周知した。
6. 行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信	①情報公開の推進	行政情報の公開	・公開している行政情報の充実を図る。	・情報公開制度に基づく情報の公開はもとより、情報公開コーナー、図書館、広報及びホームページにおいて、各種行政情報を公開した。また情報公開コーナーの移設に伴い、公開書類の整理を行った。
	②情報発信の推進(町ホームページの改修等)	情報提供の充実	・ホームページを活用し、情報提供を充実させる。	・ホームページに掲載した記事をSNSなどに多重掲載し、情報認知度の向上に努めた。また、新しい情報公開ツールとして、LINEの運用を開始した。
	③事業評価の確立	行政評価公表の充実	・行政評価を活用し、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。評価結果の公表を行う。	・第5次総合計画に伴う実施計画に掲げた事業を、3～5年間で全体的に見直しをするように変更し、実施した。令和2年度は、260事業のうち69事業の評価を行った。